

国交省が新法案検討

国管理空港、民間が運営

コンセッション方式活用

空港特会は当面存続

国土交通省が開会中の今通常国会に提出する予定の「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案」の概要が分かった。多様な空港管理形態の選択肢の一つとして、国が土地などを所有した上で、PFI法の公共

施設等運営権(コンセッション方式)制度を活用できる仕組みを創設。事業者が地域の事情に応じた一体的な経営を実践し、国が所有者として災害復旧など有事へ対応する。採算性の低い空港については引き続き国が管理していく考

えだ。法案では民間事業者を選定する際に、自治体や航空会社など地域の関係者との合意を踏まえることや外資参入といった安全保障上の関与とし

て、契約の相手方は国土交通大臣が個別に審査するといった対応も明確化する。同時に地方管理空港も、地方公共団体の判断によって民間委託ができるよう、特別措置などの関係規定も整備していく。全国28空港の着陸料をアール管理している空港整備特別会計は、災害復旧などの空港整備費と維持管理分野の費用に大別でき、着陸料などの収入はおおむね維持管理分野に充てている。今回の法案では維持管理分

野を含めた一体運営を民間に委託し、運営主体が着陸料を設定して受け取るかわりに運営の対価を国交省に支払うことで、採算性の低い空港の維持管理に費用を手当てする。このうち、現行の特別会計の目的を担保する。国交省に支払われる運営の対価は、特別会計

の収支を勘案して空港ごとに設定する考え。空港整備特別会計は、前政権が最終的には廃止するとの結論を出したものの、羽田空港の整備にかかわる借入金の償還が条件となっている。このため当面存続する見通しだ。